

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年12月5日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700206 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700020 号

第 1 結論

昭和 50 年 4 月から昭和 61 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 4 月から昭和 61 年 6 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に結婚し、配偶者が経営していた A 社で事務職をしていた。同社は、公共工事を受注しており、税金や国民年金の未納は絶対にあってはならないという認識だったので、国民年金の納付記録が消えていることに戸惑っている。職場と B 市役所が近かったため、私が従業員が国民年金保険料を持参して納付していた。当時、私の父が B 市に勤務していたため、面会時に納付を促された。

過去に第三者委員会を含め何度か調査をしてもらったが、消えた年金は見つからなかった。元夫と二人同時に申立てをすれば調査がしやすいと言われたので、今回、元夫に連絡をとって申立てをすることにした。

請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、元夫が経営していた A 社の従業員が請求者の国民年金の加入手続きを行い、その後は請求者か別の従業員が国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、請求者に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、前述の二人の従業員及び請求者の父は既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られない。

また、請求期間当時、国民年金保険料の納付の際には国民年金手帳記号番号が必要となること、請求者に対し当該記号番号が払い出された事跡はなく、請求期間は未加入期間であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、税金や国民年金保険料の未納など絶対あってはならないという認識の中で公共工事を請け負っていた旨主張しているところ、B 市は、資料の保管がないため、請求期間当時の公共工事入札参加資格等の詳細は不明であると回答している。

なお、現在の B 市建設工事の競争入札参加資格には国民年金保険料の完納を求めた規定はない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700207 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700021 号

第 1 結論

昭和 49 年 4 月から平成元年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月から平成元年 6 月まで

私は、昭和 49 年から A 社を経営し、B 市が発注する公共工事を受注していた。受注に際し、資格審査を受け、税金や国民年金保険料の未納があれば公共工事を受注することができない認識であり、国民年金の納付記録が消えていることに到底理解ができない。国民年金の加入手続は当時の従業員、国民年金保険料の納付は、元妻か別の従業員がしていた。

今回の申立ては、元妻から A 社時代の国民年金の納付記録が消えており、過去に何回か調査をしてもらったが記録は見つからず、元夫と二人同時に申立てをすると調査がしやすいと言われたと連絡を受けたためである。

請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者は、自ら経営していた A 社の従業員が請求者の国民年金の加入手続を行い、その後は元妻か別の従業員が国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、請求者の元妻に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、前述の二人の従業員は既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られない。

また、請求期間当時、国民年金保険料の納付の際には国民年金手帳記号番号が必要となること、請求者に対し当該記号番号が払い出された事跡はない上、オンライン記録によると、請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得日（昭和 49 年 4 月 1 日）及び喪失日（平成元年 7 月 13 日）の入力処理は、請求期間後の平成 14 年 1 月 9 日に行われたことが確認でき、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、税金や国民年金保険料の未納があれば公共工事を受注することができなかった旨主張しているが、B 市は、当時の公共工事入札参加資格等の詳細は不明であると回答している。

なお、現在の B 市建設工事の競争入札参加資格には国民年金保険料の完納を求めた規定はない。

このほか、請求者及び元妻が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険

料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。